

- (5) 定期賞與に最低参加日以上(年四回)支給スル
- (6) 昇給ニ関スル件(年一回五手以上増給スル)
- (7) 公傷者ニ日給ノ全額ヲ支給スル
- (8) 常夫ニ限り拾時尙利度ニスル
- (9) 洗滌部組長其ノ他功労者シ月給制度ニシテ
- (10) 各部門ニ出勤者ノ生シタル場合ニ其ノ給料ヲ減算スル
- (11) 賃銀改正ニ関スル件(本給手者ノ二重利度ノ撤廃スル)
- (12) 解職及ビ退職及ビ退職手当ヲ利定スル

祈 願 文

天地神明ニ祈言フ東京正鉛鍍金株式会社職工一同中ニ吾等ハ
 横見ナル会社ニ在リテ正義ノ道ニ通セヌ且ニ嘆キ夜ニ憂々悔落ケ血涸
 レル日天地ノ大靈ニ祈願シテ宇宙大衆ノ批判リ受ケレテ事ヲ待ノ
 去リ等職ニノ血ヲ含ム往キカ是ナリ六等ハ一級制ノ横見業ニ堪ヘ絶ク此等
 等ノ目的「人形解放ノ為メニ天地大靈ノ庇護ヲ願フ」

大正十四年 上月 十 日
 東京労働総同盟
 東京銀工組合 大島 第一支部
 東京正鉛鍍金株式会社 労働本部